

第 26 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 19 年 2 月 19 日(月)

14：00～16：00

場所：三田共用会議所 大会議室

住所 東京都港区三田 2-1-8

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 15 回アジア地域調整部会
- ・ 第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会
- ・ 第 38 回食品衛生部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 28 回分析・サンプリング法部会

2. その他

第 26 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 15 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 議題 [仮訳]
4-(2)	第 15 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要
5-(1)	第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) 議題 [仮訳]
5-(2)	第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) 概要
6-(1)	第 38 回食品衛生部会 (CCFH) 議題 [仮訳]
6-(2)	第 38 回食品衛生部会 (CCFH) 概要
7-(1)	第 28 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 28 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主な検討課題

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

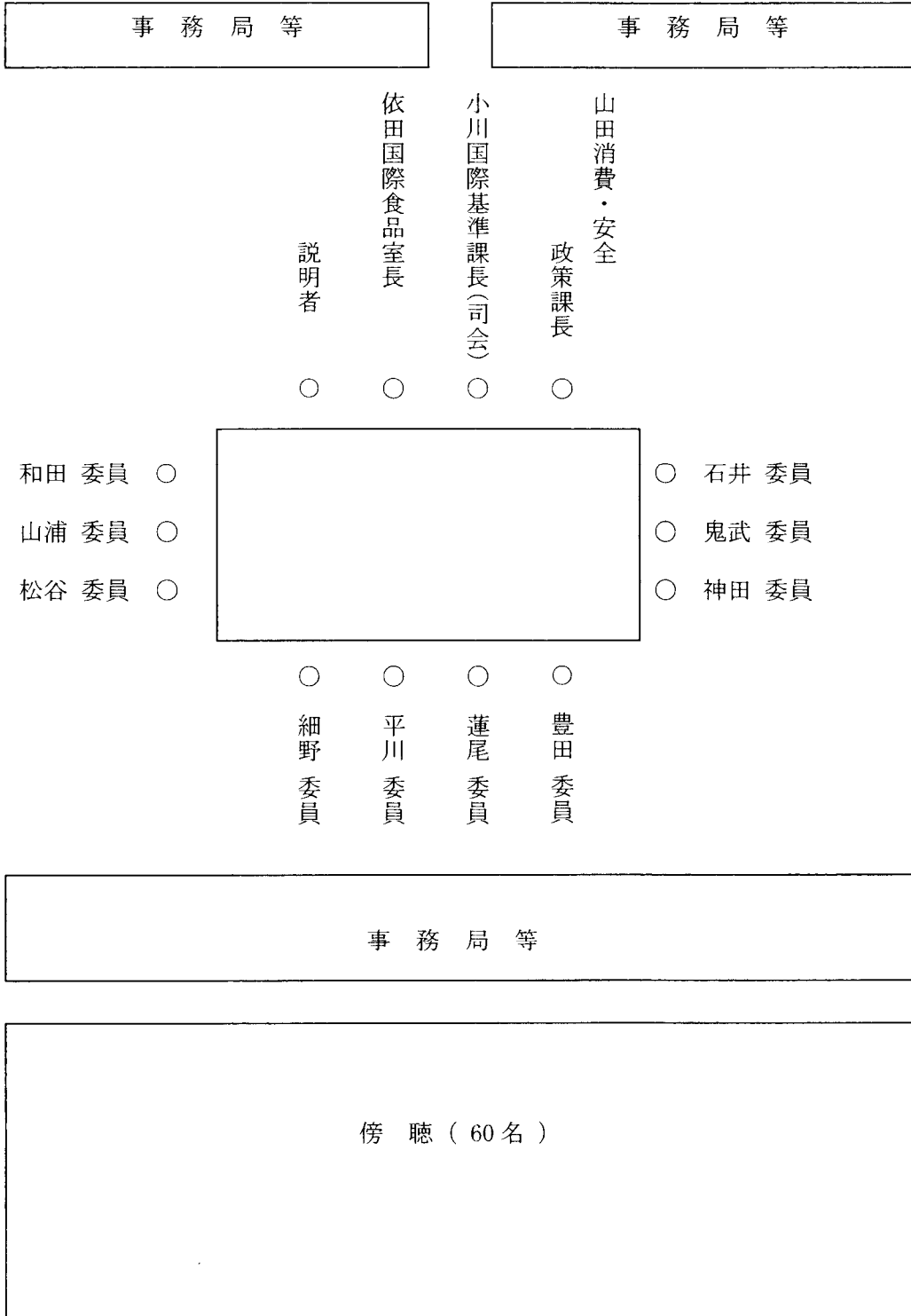
いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素(株) 品質保証部 顧問
おにたけ かずお 鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財)食品産業センター 企画調査部長
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社)日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財)日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財)日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 26 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 19 年 2 月 19 日 (月)

三田共用会議所 大会議室

14:00 ~ 16:00



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 15 回アジア地域調整部会

日時 : 2006 年 11 月 21 日 (火) ~11 月 24 日 (金)
 場所 : ソウル (大韓民国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	ステップ 4 でのコーデックス規格原案の検討
(a)	コチュジャンの規格原案
(b)	ジンセンの規格原案
(c)	発酵大豆ペーストの規格原案
(d)	非発酵大豆製品の地域規格原案
4.	能力開発を含むコーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動について
5.	各国の食品管理システム及び食品規格策定における消費者の参画に関する情報
6.	各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格及び関連文書の使用に関する情報
7.	地域調整国の指名
8.	その他の事項及び今後の作業
9.	次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

第 15 回アジア地域調整部会の概要

1. 開催日及び開催場所

平成 18 年 11 月 21 日（火）～11 月 24 日（金）

ソウル（韓国）

2. 参加国及び国際機関

19 加盟国、3 オブザーバー国、3 国際機関等が参加、参加者総数は約 90 名

3. 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局	国際基準課長	小川	良介
	同課課長補佐	宮廻	昌弘
	同課係長	蚊爪	佐和子
農林水産政策研究所	政策研究調整官	遠藤	芳英
厚生労働省医薬食品局食品安全部			
	企画情報課国際食品室長	依田	紀彦
テクニカルアドバイザー			
（独）農林水産消費技術センター企画調整部国際課		本田	雪絵
全国味噌工業協同組合連合会	常務理事	小畑	圭秀
日本豆腐協会	専務理事	木嶋	弘倫
ハウス食品株式会社ソマテックセンター開発業務支援部			
	2 グループ長	永留	佳明

4. 主要議題の概要

議題 3. ステップ 4 における規格原案の検討

(a) コチュジャンの規格原案

ステップ 5 へ進め、ステップ 6 以降は穀物・豆類部会（CCCPL）で検討するよう総会に勧告することが合意された。

- ・ 我が国が提案した任意原料及び食品添加物は、追加された。
- ・ 分析法について、我が国より妥当性評価に必要なデータが不足しているとの指摘を行ったが、分析・サンプリング法部会での検討を求めることされた。

(b) ジンセンの規格原案

ステップ 5 へ進め、ステップ 6 以降は関係する個別食品部会（生鮮果実・野菜部会（CCPFV）が望ましい）において検討するよう総会に勧告することが合意された。

- ・ ジンセンを医薬品としてのみ取り扱っている国もあることを考慮し、「本規格は、対象とする製品が食品として規制されている国にのみ適用される」との文章を追加することとされた。
- ・ 製品のタイプから「その他のタイプ」を除き、これに伴い対象とする種のうち *P. notoginseng* Burk を削除することが合意された。
- ・ 品質要件のジンセノサイドのうち、Rg1 が削除された。

(c) 発酵大豆ペーストの規格原案

品質要件、2つの食品添加物及び最小充てん量は引き続き検討されることとされ、それ以外はステップ4に留められた。品質要件を検討するため、韓国を議長とする電子作業部会が設置された。

- ・ 品質要件のうち、「粗脂肪」は削除された。
- ・ 品質要件の数値については、我が国より、提案されている AOAC 法は修正の必要があり、分析法が合意された後に再度分析を行い数値を決定する必要があると指摘した。これを踏まえ、当該規程は括弧付きとし、分析法が決定された後、検討を行うこととされた。
- ・ 食品添加物は、サッカリンナトリウム及び酵母エキスを除き、我が国の提案を含め提案された添加物を追加することが合意された。
- ・ 表示については、国内制度で認められている名称を使用可能とするよう修正された。
- ・ 分析法については、我が国の指摘に基づき修正を加えた上で、原案に含まれている分析法について合意された。

(d) 非発酵大豆製品の地域規格原案

ステップ2に戻し、中国及びタイを議長とする電子作業部会を設置し改訂案を作成することとされた。

- ・ 原案には、広範囲の製品が含まれており共通の特性が少なく **inclusive** な規格となり得ない、また、これらの多くはほとんど貿易がないため、対象範囲について再検討すべき（日本）、できるだけ多くの製品を対象とすべきであるが対象製品の種類と名称を明確にすべき（タイ、マレーシア、韓国）等の意見が示された。
- ・ 作業部会で検討した結果、以下の4つの分類を対象とすることとされた。
①豆乳、②豆腐（豆腐及び凍結乾燥豆腐）、③圧縮豆腐（豆腐干）、④ゆば
- ・ この分類を基本として改訂案が作成され、この4つの分類が適切であるかも含め、次回部会において検討される。

議題 4. 能力開発を含むコーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動

FAO 及び WHO の担当者より、科学的助言のための専門家会合の開催、途上国のコーデックス委員会への参加支援、リスク分析に係るマニュアルの作成、リスク分析に係る能力開発プロジェクトの実施等に関する報告がなされた。

各国からは、リスク分析手法、化学物質のサンプリング法・分析法、遺伝子組換え体の検出法、輸出入食品の検査・認証等に関する能力開発について要望がなされた。

議題 7. 地域調整国の指名

インドネシアが立候補し、次回総会において指名される次期アジア地域調整国にインドネシアを推薦することが合意された。

議題 8. その他の事項及び今後の作業（新規作業提案）

(a) 「チリソース」及び「さご椰子粉」の規格

タイより「チリソース」、インドネシアより「さご椰子粉」規格策定の提案が CRD（会議中に配布される文書）によりなされた。我が国から、突然の提案であり、国内関係者の意見を聞くことができず、これら関係者の意見を反映できないため、現時点では支持できない旨発言した。しかしながら、他に反対はなく、多数の国が本提案を支持したため、本新規作業提案を次回総会に提出することが合意された。我が国は、この決定に対し留保した。

(b) CCASIA における戦略的計画の策定

マレーシアより、アジア地域の戦略的計画の策定を行うべきとの提案がなされ、合意された。今次部会で示された案文に対する各国のコメントをもとにマレーシアが改訂案を作成し、次回部会で検討される。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 6 回 バイオテクノロジー応用食品特別部会

日時 : 2006 年 11 月 27 日 (月) ~ 12 月 1 日 (金)

場所 : 千葉 (日本)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	バイオテクノロジー応用食品に関する国際政府間機関の作業の概説
4.	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5.	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属 文書 (枠組み文書) 原案 : 栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食 品の安全性評価 (ステップ 4)
6.	主食作物の比較成分分析に関する討議資料
7.	バイオテクノロジー応用食品の流通後のサーベイランスに関する討議資 料
8.	遺伝子治療又は遺伝子組換えワクチン接種を施された動物由来食品の安 全性評価に関する討議資料
9.	各国の承認状況の違いから、食品中に微量に存在する組換え DNA 植物の 食品安全性評価に関する討議資料
10.	その他の事項及び今後の作業
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) 結果概要

1 開催日及び開催場所

平成 18 年 (2006 年) 11 月 27 日 (月) ~12 月 1 日 (金)
千葉 (日本)

2 参加国及び参加機関

40 加盟国、17 国際機関 (合計 182 名が参加)

3 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部藤崎清道部長を代表団長とし、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省よりテクニカルアドバイザーを含め計 27 名が参加した(代表団員一覧は 4 ページ参照)。

議長は第 1~5 回同部会に引き続き、吉倉廣博士 (厚生労働省医薬食品局食品安全部参与) が務めた。

議題 4 組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案

前回会合において、組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関して、既存の「組換え DNA 植物の安全性評価の実施に関するガイドライン」を模範として動物を対象としたガイドラインを策定することで合意され、2006 年 7 月のコーデックス総会において新規作業として承認されたものである。今次会合では、2006 年 2 月及び 5 月に我が国とオーストラリアを座長として開催された作業部会において取りまとめられた原案に基づき議論がなされた。

部会は、本ガイドラインを組換え DNA 魚類等、種特異的な安全性評価ガイドラインとはせず、動物一般に適用し得るものとする事で検討を進め、議論の焦点となった本ガイドラインの適用範囲については、食品安全性と栄養学的問題のみを扱い、

- ・ 動物の健全性
- ・ 倫理的・道徳的・社会経済的側面
- ・ 食品製造に使用する組換え DNA 動物の環境への放出に関する環境リスク
- ・ 飼料として使用する組換え DNA 動物及び組換え DNA 動物・植物・微生物由来飼料を使用して飼育された動物の安全性

に関しては扱わないとすることで合意された。なお、「食品以外の目的 (医薬品、異種移植、工業用等) で使用することを意図した組換え DNA 動物由来食品の安全性」に関しては、既存の「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライ

」を踏襲し、適用範囲からの除外条項には盛り込まないこととされたが、本ガイドラインの適用の可否については、各加盟国の判断に委ねることが確認された。

また、同じく議論となった動物ゲノムへの遺伝子改変に関して提供すべき情報については、周辺領域も含めた各挿入箇所における挿入物質等に関する分子情報に加え、「科学的により適切な場合」においては、「食品に含まれる可能性のある新規物質を同定するために必要な転写産物や発現産物の解析等の情報」を提供すべきとすることで合意された。

さらに、本ガイドラインの策定に当たり、「非遺伝性のアプリケーション（食用に供される動物の非生殖細胞組織への核酸の直接挿入）」及び「マーカー遺伝子及びレポーター遺伝子の使用」について、FAO/WHO専門家会合に対して科学的助言を求めることで合意された。なお、「アレルギー誘発性評価に関する付属文書」に関して、アルゼンチンより新たな科学的知見に照らして見直しを行う必要性について専門家会合に対して助言を求めるべきとの提案がなされたが、本作業期間内に検討を要する事項としての優先性は低いとして、質問事項には追加しないことで合意された。

本ガイドライン原案については、ほぼ総会で採択できるレベルにまで達したものの、「抗生物質耐性遺伝子の利用」に関するセクション（パラグラフ 64～67）の検討は、FAO/WHO 専門家会合における検討結果を踏まえる必要があることから、当該セクションについてはステップ 3 に戻して再度各国のコメントを求めることとし、その他の部分についてはステップ 4 に留めることとされた。次回会合においては、パラグラフ 64～67 について重点的に議論することとし、その他、専門家会合の検討結果を踏まえ、必要に応じて原案を修正することで合意された。

議題 5 組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書

（枠組み文書）原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価

前回会合において、既存の組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインの付属文書として栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価に関する指針を策定することが合意され、2006 年 7 月のコーデックス総会において新規作業として承認されたものである。

今次会合では、カナダを座長とする電子作業部会において作成された付属文書（枠組み文書）原案が提出され、全般的には本文書に沿って作業が進められることが合意された。さらに対象を開発途上国としていることについて改めるべき（アルゼンチン）、市販後調査の必要性について盛り込むべき（メキシコ）、適切な比較対象について言及するべき（EC）等の意見が出された。今後、カナダを座長とする物理的作業部会を開催し、付属文書原案を起草することが合意された（作業部会は本年 5 月 7 日～9 日、オタワにて開催予定）。

議題 8 遺伝子組換えワクチン接種を施された動物由来食品の安全性評価に関する討議資料

遺伝子組換えワクチンが接種された動物由来食品の安全性評価等について、討議資料とともにケニアから提案されたことから、その必要性について検討を行った。

参加国からは、OIE においてワクチンに関する検討が開始されていること、また、ワクチン自身が動物用医薬品であり同範疇での取り扱いが適当である等の意見が出された。本件に関しては、OIE における検討の可能性についてコーデックス事務局より打診するとともに、次回会合（第 7 回 TFFBT）へ OIE における本分野の活動報告を求めること、食品残留動物用医薬品部会（CCRVDV）に対し適切な助言等を求めることとし、本部会の新規検討課題としては取り扱わないこととされた。

議題 9 各国の承認状況の違いから、食品中に微量に存在する組換え DNA 植物の食品安全性評価に関する討議資料

前回会合において、米国より新規作業として、未承認組換え DNA 植物の混入について、既存の組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインの付属文書を作成することが提案されていたが、作業の対象範囲に関する見解の相違により合意がなされなかった。

今次会合において、再度米国から、本事案について新規作業を行う旨の提案がなされ、その対象範囲は、前回会合における EC の意向を汲み、「各国の承認状況の違いから、既にある国で承認された組換え DNA 植物が、未承認の国で食品中に微量に存在した場合の評価のガイドラインの作成」とされた。

本議案については、米国が主張する安全性評価ガイドラインの作成に加え、EC の主張に基づき、このような安全性評価のプロセスを円滑にするようなデータ共有メカニズムについても、作業内容に含めることで合意された。

本件は、「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」の付属文書を作成するという位置づけで、新規作業提案として総会に提出されることが合意され、次回コーデックス総会において新規作業として承認が得られることを前提として、米国、ドイツ及びタイを座長国とする物理的作業部会が開催されることとなった。第 1 回作業部会は米国（2007 年 3 月 13 日～15 日）において開催される予定である。

議題 11 次回会合の日程及び開催地

次回会合（第 7 回）は、平成 19（2007）年 9 月 24 日から 28 日の間、千葉県・幕張メッセ国際会議場において開催される予定である。

FAO/WHO 合同食品規格計画（コーデックス委員会）
第6回バイオテクノロジー応用食品特別部会 日本政府代表团

厚生労働省医薬食品局食品安全部 部長	藤崎 清道
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	松田 勉
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	依田 紀彦
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 食品規格専門官	近藤 卓也
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 係員	内海 宏之
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 衛生専門官	調所 勝弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 バイオ食品専門官	田中 央吾
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 衛生専門官	田中 誠
内閣府食品安全委員会専門委員	早川 堯夫
内閣府食品安全委員会専門委員	小関 良宏
内閣府食品安全委員会専門委員	手島 玲子
内閣府食品安全委員会事務局事務局 次長	日野 明寛
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	吉富 真理
内閣府食品安全委員会事務局評価課 新食品等係長	浦野 剛
農林水産省消費・安全局国際基準課国際食品規格班 課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局国際規準課国際食品規格班 食品規格係長	鶴居 義之
農林水産省消費・安全局表示・規格課表示規格班 表示企画第2係	古川 智香子
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班 課長補佐	元村 聡
農林水産省生産局畜産部畜産振興課生産技術室改良技術班 育種技術係	日田 吉則
農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課 国際基準専門官	川口 健太郎
農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課研究開発企画官室 研究開発企画官	門脇 光一
農林水産省大臣官房農林水産政策研究所 政策研究調整官	遠藤 芳英
(独)農業・食品産業技術総合研究機構草地畜産研究所 上席研究員	三橋 忠由
(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所食品工学研究領域 食品高圧技術ユニット長	山本 和貴
《テクニカルアドバイザー》	
東京大学医学部附属病院企画情報運営部 助教授	今村 知明
東京大学大学院 法学政治学研究科 産学官連携研究員	松尾 真紀子

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回食品衛生部会

日時 : 2006 年 12 月 4 日 (月) ~12 月 9 日 (土)

場所 : ヒューストン (アメリカ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
4.(a)	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン案 (ステップ 7)
4.(b)	付属文書Ⅲ : 食品安全目標値、達成目標値、加工及び製品規準の使用例 (ステップ 4)
5.(a)	卵及び卵製品の衛生実施規範の改訂案 (ステップ 7)
5.(b)	付属文書 : 殺微生物処置と食品安全目標値、達成目標値、達成規準の適用(ステップ 4)
6.(a)	調理済み食品中のリステリアモノサイトジェネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン案 (ステップ 7)
6.(b)	付属文書 : 食品安全目標値から導き出される、微生物学的規準における微生物学的上限値及びサンプリングプラン ; 例 : 調理済み食品中のリステリアモノサイトジェネス (ステップ 4)
7.	乳幼児用調整粉乳に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
8.	食品衛生管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
9.	食品衛生部会の作業管理
10.	その他の事項及び今後の作業
(a)	微生物学的ハザードのためのリスクに基づく規格の策定 : プロセスの強化
(b)	国際貿易における乳・乳製品へのラクトペルオキシダーゼシステムの使用
(c)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

第 38 回食品衛生部会 (CCFH) 概要

1 開催日及び開催場所

平成 18 (2006) 年 12 月 4 日 (月) ~12 月 9 日 (土)

ヒューストン (米国)

2 参加国及び国際機関

54 加盟国、1 加盟機関 (EC) 及び 12 国際機関、参加者総数は 176 名

3 我が国からの出席者

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室長	依田 紀彦
国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 主任研究官	豊福 肇
厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 規格基準係長	松本 留美
監視安全課 係員	畑中 理恵
企画情報課 国際食品室係員	白井 麻衣子
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 課長補佐	辻山 弥生
同課 表示・規格専門官	佐々木 貴正
内閣府 食品安全委員会事務局 評価課微生物・ウイルス係長	川本 千枝
テクニカルアドバイザー	
東京大学医学部附属病院企画情報運営部 助教授	今村 知明
日本食品衛生協会	大川 禎一郎
日本食品衛生協会	上門 英明

4 ガイドライン原案等について総会に諮ることが合意された議題

議題 4 (a) 微生物学的リスク管理 (MRM) の実施に関する原則及びガイドライン案

本原則及びガイドライン原案は、微生物リスク評価の結果を活用し、新たに作成された FSO (食品安全目標値)、PO (達成目標値)、PC (達成規準) 等の概念を取り入れて、微生物学的リスク管理の実施方法について討議しているものである。しかしながら、FSO 等の定義について、現段階では合意が困難であったことから、既にあった付属文書Ⅲ (FSO, PO, PC の使用例) とともに新たな付属文書として切り離し、主として残りの本体部分を検討する旨、合意された。

本体部分についてセッションごとに確認作業を進めた結果、本体部分とリスクプロファイルに含むべき事項の例の部分 (付属文書 I) のみ、ステップ 8 で採択するよう総会に勧告することとした。

議題 5 (a) 卵及び卵製品の衛生実施規範の改訂案

本議題はコーデックス規格及び関連テキストの衛生規範を FAO/WHO による卵中の *Salmonella* 属に関するリスク評価の結果等、最近の科学的知見に併せて改訂する作業であり、第 33 回 CCFH より「卵及び卵製品」の衛生規範改訂について討議しているものである。

我が国からは、既に提出済みの文書コメントに基づき、卵の生産段階における輸送及び製品の輸送時において、「微生物汚染」のみならず、「微生物の増殖防止」も考慮するよう提案した。しかしながら、複数の国からやや厳しすぎるとの意見が出、またその概念は既に“Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene”の「transportation (輸送)」のセクションなどでカバーされていると指摘を受け、反映されなかった。

基本的に各国のコメントは文案の編集上の修正であったため、部会は本改訂案をステップ 8 で採択するよう総会に勧告することとした。

議題 6 (a) 調理済み食品中の *L. monocytogenes* の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン案

部会は、本ガイドライン案の適用範囲を調理済み食品に限定することを確認した。その他、保存・輸送段階におけるリステリアの増殖を最小限にするという記載の削除や、リステリア制御の pH 値を 4.0 から 4.4 とすること及びいくつかのパラメーターの組み合わせで *L. monocytogenes* を管理する場合の妥当性確認の必要性の明記（ただし、pH 及び温度のようにすでに十分な妥当性確認が行われた単一のパラメーターによる管理の場合は不要）等、文案の修正が行われた後、ガイドライン案の本体及び付属書 I（工場施設内環境モニタリングプログラム）についてステップ 8 で採択するよう総会に勧告することとした。また、本ガイドラインに明確な微生物規格を含めることについて合意されたことから、ドイツを座長とする物理的作業部会（日本も参加を表明）で作業を進め、次回会合において検討することとされた。

5 その他の議題

議題 2 コーデックス総会 (CAC) 及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項

魚類・水産製品部会 (CCFFP) からの付託事項については、部会開催中の作業部会（ノルウェーが座長、日本も参加）で検討された。

特に「活及び生鮮二枚貝の微生物規格 (Microbiological Criteria)」について幾つか問題点があるため、CCFH から CCFFP に対し指摘事項を送付し、次回の CCFFP (2008 年 2 月) で検討・修正したうえで、再度 CCFH へ付託するよう求めた。主な指摘事項としては以下のとおり。

- 「食品中の微生物規格の設定及び適用 (CAC/GL21-1997)」に記載されている要

件をみたとすこと、

- 微生物規格の科学的な根拠を示すこと、
- *Salmonella* 属と *Vibrio parahaemolyticus* の分析法を示すこと、
- 糞便系大腸菌群 (Faecal coliforms) の検査法については 1970 年のもので古い
ため、より新しい方法がないか確認すること (CCFH としては糞便系大腸菌群よ
りも *E. coli* の方が良い指標菌であると考え)、
- サンプリング計画を作成すること、
- 数値の表し方を整理すること、
- 規格に適合しなかった場合の措置を明らかにすること、
- *V. parahaemolyticus* の規格に関して、①病原性株の菌数なのか全ての *V.*
parahaemolyticus の最確数なのか、②この数値の科学的根拠はなにか及び③最
大許容値の数値の表現方法を明確にすること。

なお、貝毒については、自然発生毒であることから、二枚貝中の基準案の“Contaminant (汚染物質)” のセクションに移動し、この分野の専門部会 (食品汚染物質部会) へ委託すべきとされた。

議題 7. 乳幼児用調製粉乳に関する衛生規範原案

本会合に先立ち、カナダ主導の作業部会が、FAO/WHO 専門家会合の結論に基づき再ドラフトした、乳児 (12 ヶ月齢未満) 及び幼児 (12 ヶ月齢から 36 ヶ月齢) を対象とした調整粉乳の衛生管理規範原案について審議した。

調製粉乳の対象月齢 (Scope) について、各国から様々な意見が出され、EC からは高リスク集団である 2 ヶ月未満の乳児を対象とすべきとの意見が出る一方、米国及びニュージーランドは全ての粉乳製品を対象とすべきと主張した。我が国は、FAO/WHO 専門家会合において科学的知見に基づき検討がなされているのは 12 ヶ月齢未満の乳幼児調製粉乳に関する *Salmonella* 属 及び *E. sakazakii* による健康影響であるため、本衛生規範案の対象範囲は 12 ヶ月齢未満の乳児に限定するべきであり、それ以外への適用については、今後の国際機関等における科学的検討を踏まえて対処すべきであるとの発言を行った。

しかし、各国の意見の集約ができなかったことから、①全ての粉乳製品を対象とした適正衛生規範 (Good Hygiene Practice, GHP) を主体とする本体文書、②乳児用調整粉乳、特殊医療用乳児用調整粉乳、母乳強化剤に特異的な GHP 及び微生物規格を含む Annex A 及び③フォローアップミルクに特異的な GHP 及び微生物規格を含む Annex B を作成することで合意した。

なお、本衛生規範原案はステップ 2 に戻され、カナダを座長とする物理的作業部会 (日本も参加を表明) において、本部会での審議内容に基づき衛生規範の改訂作業を行うこととされた。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 28 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2007 年 3 月 5 日 (月) ~ 3 月 9 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)
4.	コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5. a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の規準への変換
6.	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準
7.	コーデックスサンプリング手続きの設定に関する原則の改訂
8.	分析法に関する国際機関間会合の報告
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 3 月 3 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

第 28 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日時：2007 年 3 月 5 日 (月) ～3 月 9 日 (金)

場所：ブダペスト (ハンガリー共和国)

○ 主要議題の検討内容

議題 3 承認できる分析法の評価規準

a) 承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)

本ガイドライン案は、適切な分析法かどうかを評価するための具体的な要件とその方法を記述した加盟国向けの指針として策定中の文書である。前回の部会では多くの意見が出され、ステップ 6 に戻されたため、ニュージーランドを中心とする電子作業部会(わが国も参加)が修正案を作成した。

前回提出されたドラフトが非常に複雑な統計学的内容を含むものであったことから、本ガイドラインが科学的な原則に従いつつ、より明解で利用しやすいものとなるよう対処したい。また、本ガイドラインで用いられる分析用語の定義については、議題 4 で行われる「コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案」との整合性が保たれるよう、留意したい。

b) 分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)

本ガイドライン案は、輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すもので、前回の部会では長時間の議論が行われた結果、ステップ 5 に進めることが合意された。本ガイドラインを採用する場合の前提条件や、手順をより明確化し、実行可能なガイドラインとなるよう、対処したい。

議題 5b 微量元素分析法の規準への変換

これまで微量元素ごとに分析法が決定されてきたのに対して、今後は、一定の規準を満たす分析法であれば自由に選択できるようにするために議論が行われてきたものである。今回の部会で議論のベースとなる会議文書は、現在までに推奨された分析法を規準に照らして評価する方法等について、スウェーデンが中心となって作成している(わが国も参加)。規準化の文書について議論するほか、個別分析法ごとの承認を継続するのか、規準を使う方法に切り替えるのか、それとも両方を併用するのかについても議論する。

規準のうち、特に分析法の妥当性確認及び不確かさに関する部分について、科学的に妥当で、実行可能なガイドラインとなるよう、対処したい。

議題 6 バイオテクノロジー応用食品の検出法と同定法に関する規準

前回の部会では、バイオテクノロジー応用食品については具体的な規格が定められていないため、試験法に関する作業は不要と米国が主張したが、多くの国が本作業の継続に賛成した。今回の部会では、ドイツ及びイギリスを中心とした電子作業部会(わが国も参加)が各国や国際機関のコメントを考慮して作成した討議文書に基づき、ガイドライン化に向けた議論が行われる予定である。現在我が国で採用している分析法を踏まえ、また、議題 5b の議論や、化学物質の分析と DNA 分析の違いなどに留意しつつ、適宜対処したい。

議題 7 コーデックスサンプリング手続きの設定に関する原則の改訂(新規作業)

コーデックス手続きマニュアルに含まれるサンプリング方法の確立と選択に関する記述の中に、失効したガイドラインを参照している部分があるため、その修正をわが国が提案し、昨年のコーデックス総会で新規作業として承認された。これを受けてわが国が作成した改訂案が、会議資料として回付されている。

必要部分の修正のほか、より使いやすい文書となるよう、対処したい。

平成 19 年 2 月 19 日
農林水産省消費・安全局
国 際 基 準 課

コーデックス委員会に関する情報提供の充実について

コーデックス委員会の活動については、平成 12 年より厚生労働省とともにコーデックス連絡協議会を開催するほか、農林水産省のホームページにおいても情報提供を実施してきました。

平成 19 年度は、コーデックス委員会に係る一層の情報提供を実施するため、以下の活動に関する経費を政府予算案に計上しているところです。

1. コーデックス規格及び関連文書の和訳

これまで、コーデックス規格及び関連文書については、日本語訳の要望が多かったところですが、「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」を除き対応できていなかったところです。今後は、要望が多い、あるいは、重要度の高いコーデックス規格について、日本語訳を作成し、コーデックス事務局と調整の上、農林水産省ホームページに掲載することを予定しています。

*日本語訳のご要望について、別添アンケートにお答えください。

2. 東京以外での情報提供セミナーの実施

これまで、コーデックス連絡協議会を東京で開催し、関係各界の代表者に対する情報提供及び意見交換を行ってきたところです。今後は、これに加え、コーデックス委員会についての関係者の理解を一層深めていただくため、東京以外の地域におけるコーデックス委員会における議論についての情報を提供するためのセミナーの開催を予定しています。

*セミナーで取り上げる事項のご要望について、別添アンケートにお答えください。

コーデックス委員会に関する情報提供に関するアンケート

本日は、第26回コーデックス連絡協議会にご参加いただき、ありがとうございました。

誠に恐縮ですが、コーデックス委員会に関する情報提供に関し、今後の参考とさせていただきますたく、以下のアンケートについてご協力をお願いします。ご提出に当たりましては、お帰りの際、受付にお渡しいただくか、2月23日（金）までに、ファックス又は電子メールにて農林水産省消費・安全局国際基準課まで、お送りください。

ファクシミリ番号 03-3507-4232

メールアドレス codex_kyogikai@nm.maff.go.jp

I. コーデックス規格の日本語訳作成について

日本語訳作成を要望するコーデックス規格の名称あるいは規格番号（例：CAC/GL1）を以下にご記入下さい。

（一覧は、http://www.codexalimentarius.net/web/standard_list.do?lang=en で入手できます。）

なお、別紙1に主な規格のリストを添付しましたので、リスト中の規格を要望される場合は、1から22までの番号をご記入ください。（合計5規格以内でお願いします。）

--

II. セミナーで取り上げる事項について

東京以外で開催を予定している情報提供のためのセミナーで取り上げるべき事項について、ご要望があればご以下に記入ください。

--

III. 農林水産省のコーデックス委員会に関するホームページ (http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/codex/) (別紙2参照) に関するもの等その他のご要望があればご記入ください。

--

汚染物質及び毒素関係

- 1 食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(CAC/STAN193)：抄訳あり

食品添加物

- 2 食品添加物に関する一般規格(CAC/STAN192)
- 3 食品添加物の機能名及び国際番号システム(CAC/GL36)

食品衛生関係

- 4 食品衛生の一般原則に関する国際実施規範勧告(CAC/RCP1)
- 5 危害分析重要管理点方式とその適用に関するガイドライン

残留農薬関係

- 6 農薬残留の最大残留値との適合を決定するためのサンプリング法(CAC/GL33)

残留動物用医薬品関係

- 7 動物用医薬品の使用の管理のための国際実施規範勧告(CAC/RCP38)
- 8 抗菌薬剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範(CAC/RCP61)

分析サンプリング関係

- 9 不確かさの測定に関するガイドライン(CAC/GL54)
- 10 食品の輸出入管理にかかる試験所の適性評価のためのガイドライン(CAC/GL27)

動物飼料関係

- 11 優良動物飼養に関する実施規範勧告(CAC/RCP54)

食品輸出入検査認証関係

- 12 食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20)
- 13 リスクに基づく輸入食品の検査のための原則及びガイドライン
- 14 食品輸出入検査認証制度においてツールとして使用するトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則(CAC/GL60)
- 15 食品輸入管理制度に関するガイドライン(CAC/GL47)
- 16 食品輸出入検査認証制度についての同等性に関する合意の形成に関するガイドライン(CAC/GL34)
- 17 食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL53)

表示関係

- 18 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格(CAC/STAN1)
- 19 強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン(CAC/GL1)
- 20 栄養表示に関するコーデックス一般ガイドライン(CAC/GL2)
- 21 栄養健康強調表示の使用に関するガイドライン(CAC/GL23)

農林水産省

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

施策：基本 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林野 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門用語解説

メールマガジン | サイトの使い方 | サイトマップ | 情報検索

農林水産省について | 報道・広報 | 施策の動き・情報 | 意見の募集・お問合せ | 電子政府

[トップページ](#) > [消費](#) > [コーデックス委員会](#)

コーデックス委員会

コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の作成等を行っています。我が国は1966年より参加しています。

コーデックス委員会における議論の概要は、[コーデックス連絡協議会資料](#)をご覧ください。

- [コーデックス委員会概要](#) (平成18年8月更新)
- [コーデックス食品規格作成ステップ](#)
- [コーデックス会議日程表](#) [PDF:9KB]

コーデックス食品規格及び関連文書

- [コーデックス食品規格リスト](#) [コーデックス事務局ホームページ]
- [手続きマニュアル\(英文\)](#) [PDF]
- [リスク分析の作業原則](#) (平成17年1月更新)
- [分析等関連用語の定義](#) [PDF]
- [Understanding the Codex Alimentarius](#) (英文)

コーデックス連絡協議会

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、関係者を代表する委員に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見交換を行うため、平成12年3月より開催しています。年4～5回開催しており、一般の方の傍聴も受け付けています。

- [コーデックス連絡協議会の設置について](#) (平成15年10月21日改正)
- [コーデックス連絡協議会委員名簿](#)
- [コーデックス連絡協議会開催状況](#)

リンク

お問い合わせ

電話:03(3502)8111(内線3082、3083、3096)
FAX:03(3507)4232